

みなさまの保険情報

INSURANCE INFORMATION

TOPIC

「被災者の生活の安定に寄与すること」を目的とする地震保険!!

～2014年7月から地震保険料が改定されました!～



地震保険の目的は、「被災者の生活の安定に寄与すること」と定められています。被害を受けられた方に少しでも早く、もとの生活を取り戻していただきたい、その想いがつまっているのが地震保険です。

先頃、政府の地震調査研究推進本部が発表した地震リスクの高まりを踏まえ、2014年7月から地震保険料が改定されました。全国平均で15.5%の引上げとなりましたが、引下げとなったところもあります。なお、引上げ率・引下げ率は、都道府県や建物の構造ごとに異なりますので、詳細は損害保険代理店にお問い合わせください。

免震建築物割引と耐震等級割引は拡大!

地震保険には、建物の免震・耐震性能に応じた保険料の割引制度がありますが、今回の保険料改定にあわせて見直されました。免震建築物割引および耐震等級割引（耐震等級3および2）の割引率が拡大されました（表1）。

割引の適用には確認資料が必要です（表2）。

詳細は損害保険代理店にお問い合わせください。

【表1】割引率

		改正前	2014年7月～
免震建築物割引率		30%	50%
耐震等級割引率	耐震等級3	30%	50%
	耐震等級2	20%	30%
	耐震等級1	10%	10%

(注)耐震等級1の割引率は変更ありません。

【表2】割引適用に必要な代表的な確認資料（いずれか1つが必要です）

	確認資料	資料の概要
従来	①住宅性能評価書	住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく資料
	②認定通知書 等	長期優良住宅に関する資料
新規	③適合証明書	住宅金融支援機構の融資（フラット35S）に関する資料
	④住宅性能証明書	住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置に関する資料
	⑤認定長期優良住宅建築証明書	長期優良住宅に関する資料
	⑥共用部分・検査評価シート 等	マンション等の区分所有建物の共用部分全体の評価に関する資料

(注)③～⑥は2014年7月から範囲が拡大された代表的な確認資料。

参考：損保協会ホームページより

皆さまの生活の安定に貢献する損害保険代理店へご相談ください!

東日本大震災では、発生3か月後には、損害保険会社は、お客様からご連絡をいただいた事故の90%以上について、対応を完了しました。

保険金の支払いについては、損害調査が迅速に実施されるとともに、被災者が納得される適切な損害認定が行われることが重要です。保険契約者と普段から接している損害保険代理店が、損害調査の際に同行してくれたので安心だったという声も寄せられ

ています。

損害保険代理店は、契約者のニーズに応じて、皆様の生活の安定に貢献しています。地震など災害への備えについて、気軽にご相談ください。



～健康保険の「これから」に注目～

ワイズライフFPコンサルタント 代表 山中 伸枝

今年4月2日以降に 70歳になった人は2割負担に！

今年4月より70歳から74歳までの方の医療費の窓口負担が2割となりました。これまでは特例措置で1割負担でよかったものが、一気に2割に引き上げです。

2割負担になったのは、今年4月2日以降に70歳になった方で、4月1日までに70歳になった方は実は1割負担のままなのです。わずか数日の誕生日の違いで、その後5年間(75歳以降の後期高齢者になるまでの期間)の医療費負担が2割ですから、その家計へのインパクトは大きいですね。ただし、現役並みの所得がある方は60代の頃と変わらず3割負担です。

75歳以上の後期高齢者については、現在医療費の自己負担は1割となっていますが、こちらにも「現役並みの所得」がある方は3割負担が継続します。現役並みの所得の基準は、年収383万円ですが、配偶者がいる・いないなどによっても異なる基準が設けられているので役所で確認されるのも良いかも知れません。

ひっ迫する健康保険制度の 財政で自己負担増？！

医療費の負担増は高齢者だけの問題ではありません。現役世代が加入する健康保険制度も財政は非

常にひっ迫しており、企業および加入者の保険料の負担の重さが問題視されています。保険料については、すでに給与に対し概ね10%（労使折半前）ものコスト負担をしており、それでも財政の改善が見込めなければ、今後は医療費の自己負担額の引き上げ等に対応せざるを得なくなるでしょう。

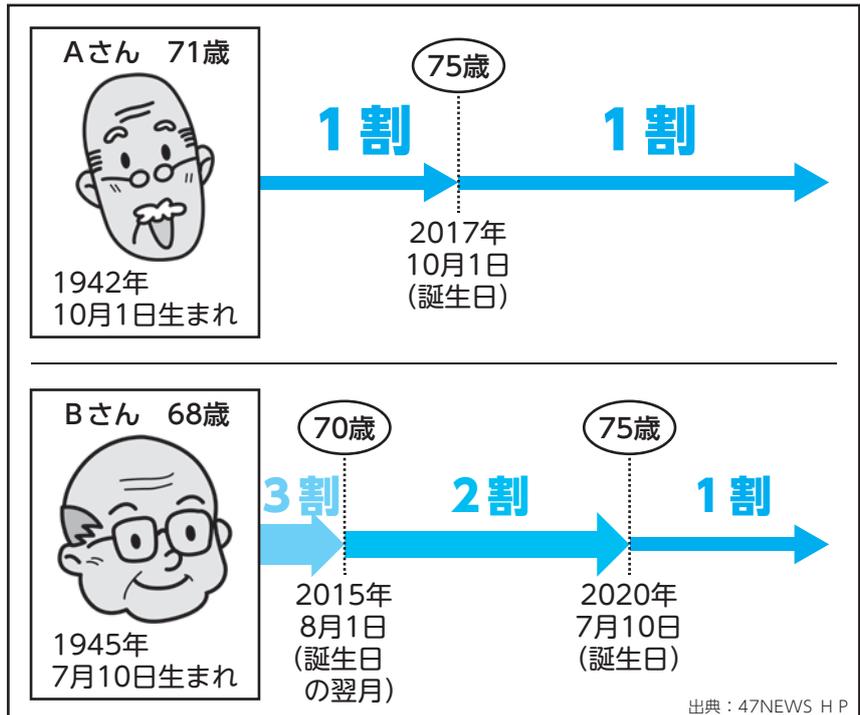
新たな医療格差が生まれる？！ 混合診療拡大の動きに注目！

また最近の話題では、安倍政権が成長戦略の一つとして掲げている混合診療の拡大も注目です。これは安倍首相自らの難病克服の経験を踏まえ、公的な医療保険が利かない自由診療でも、患者の希望

で速やかに保険診療と併用できる新たな仕組みを設ける制度を提案しています。これは患者の選択肢を広げることになりますが、自由診療は文字どおり全額自己負担で受ける治療ですから、経済的な理由による新たな医療格差を生みかねないとの批判もあります。

自己負担増への対応策としては、日頃から食生活に気をつけるとともに、適度な運動を行って健康の維持・増進に努め、病気にならないことが一番です。その一方で、現実的に病気になった場合の経済的準備を考えておく必要もあります。公的保障が今後縮小方向にあるなかで、民間の医療保険を活用するのも1つの方法です。

70～74歳の医療費窓口負担の例



「混合診療」とは？

健康保険適用の診療と保険外の診療(自由診療)を併用して治療を行うこと。治療の安全性や有効性を確保するため原則禁止されていますが、利用した場合、患者は健康保険適用の診療分を含めた全額を自己負担しなければなりません。

～セクハラとパワハラ、それぞれの対策～

CS 労務経営研究所 社会保険労務士 三宅 直知

セクハラ、パワハラも精神的苦痛を受けるという点は同じであるため、その対策としては共通するものが多くあります。防止規程の作成と共にポスターの掲示などで周知を図ることが大切です。

● 具体的事例の認識を会社全体で共有

セクハラについては、完全とはいええないものの、社会の共通認識として、どのような言動が該当するのかという認識がかなり浸透してきたように思われます。これに対し、パワハラは、指導や育成の名を借りた暴言・暴行がまかり通っていたりする反面、適正な指導であってもパワハラだと感じる社員がいたりして、企業によっては、その判断や対応に混乱が生じているケースが少なくありません。

まず、セクハラやパワハラを防止する対策を講じるとき、どのような言動がセクハラやパワハラに該当するか、具体的事例を明示しながらそれらの認識を会社全体で共有しなければなりません。

そして、セクハラやパワハラ行為に対する厳正な対処法として、行為者に対する懲戒規程、相談窓口の設置、相談者などに対する不利益な取り扱いの禁止等を具体的に定め、その上で会社としてセクハラやパワハラは絶対にあってはいけないことであるという方針を明確に打ち出し、従業員全員に周知徹底させる必要があります。

● 防止規程の作成やポスターの活用で周知徹底

これらの内容は、就業規則に規程する必要がありますが、就業規則本則に委任の根拠規程を設けたうえで、これに基づいたセクハラ防止規程、パワハラ防止規程を別則として作成し、その中で具体的に定め、従業員に配布したり、要点をポスターなどで掲示したりして周知することが効果的です。

なお、相談窓口は、セクハラ、パワハラ共通の窓口としても差し支えありませんが、必ず男女各一名以上は置き、形式的でなく、誰でも相談しやすい部署、および人物等を選定してください。そして、この窓口と人事担当者が相談内容に応じて直接、かつ敏速に連絡が取れるようにしておかなければなりません。また、その後の対応の仕方も予め決めておく必要があります。

このような対策を取った上で社内アンケートなどの実施やセクハラ、パワハラに関する研修などを定期的に行うなどして、実態を把握し、従業員の意識の向上をはかっていくことがセクハラ、パワハラ防止対策としては大きな効果が期待できるものとなります。

《具体的な防止対策》

※まずは、セクハラ防止規程、パワハラ防止規程を作成の上、全従業員に配布。または防止啓発ポスター等を作成し、社内に掲示。



および

セクハラ防止について

1. セクハラとは
(具体的な行為)
2. 相談窓口について
3. 相談者対応について
4. プライバシーの保護
5. 行為者への懲戒処分

で周知徹底





「懲戒」とは？ ①不正・不当な行為に対して制裁を加えるなどして懲らしめること、②特別の監督関係または身分関係における規律の維持のために、一定の義務違反に対して制裁を科すことをいいます。

食材を活かし、健康に配慮した減塩生活を楽しもう！

和食が無形文化遺産に登録され、わが国の食文化が高く評価されています。和食のヘルシーさが注目される一方で、国民4人に1人が高血圧という現状に対し取り組む食生活の工夫をお伝えします。

動脈硬化を起こしやすくする危険な病気

高血圧とは、安静時の収縮期血圧（上の血圧）が140以上または拡張期血圧（下の血圧）90以上が慢性的に続く状態をいいます（数値は、日本高血圧学会の治療ガイドライン参考）。

高血圧は直接的な痛みを伴わないので見過ごしやすく血管に負担をかける、血管の内壁を傷つける、あるいは血管が固くなり動脈硬化を起こしやすくする危険な病気です。

食塩摂取量は予防のために7~8g/日、治療のために6g/日を目指そう

1日の平均的食塩摂取量は約12gといわれていますが、厚生労働省は2015年版日本人の食事摂取基準を発表し、生活習慣病予防のためには食塩摂取量を男性8g/日未満、女性7g/日未満と目標を定めました。また、治療のためには6g/日未満と厳しい推奨値になっています。

まず（日本高血圧学会より）。しかし、この推奨値は、国民の平均として収縮期血圧2mmHg低下すれば、脳卒中死亡率が6%減少すると推計されているため重要な数値と言えます。

おいしく減塩

出汁のうま味を活かすとおいしく減塩することができます。また、

旬の食材や香りのある野菜などを活用すると素材本来の甘さを味わうことができます。

酢を使った料理では、塩分が控えられ減塩効果は高まります。和食の良い点を最大限に活かして健康に配慮した減塩生活を楽しみましょう。



つくねとキャベツの汁物

材料：2人分

豚ひき肉 100g
玉ねぎみじん切り 1/2個
溶き卵 1/3個
片栗粉 小さじ1

【調味料A】

しょうゆ 小さじ2
みりん 小さじ2
砂糖 小さじ2
塩 小さじ1/3

かつお、昆布出し汁 500cc
みりん 大さじ1弱
薄口しょうゆ 大さじ1弱
キャベツ 2枚
粗挽きこしょう 適量

～ブラックペッパーを効かせて～



作り方

- ①ボウルに豚ひき肉、玉ねぎみじん切り、溶き卵、片栗粉、調味料を入れてよく混ぜ合わせる。
- ②鍋に出し汁を温め、調味料を加え、①をスプーンで丸くし落としていく。
- ③②のつくねに火が通ったら、ざっくり切ったキャベツを加えひと煮立ちさせ器に入れて粗挽きこしょうをかけていただく。



保険のことは、
日本代協加盟代理店の『損害保険トータルプランナー』へ

みなさまに信頼されるプロ代理店として活躍しています。

『損害保険トータルプランナー』は、一般社団法人日本損害保険協会が認定する最高峰の募集人資格です。



Thanks
Insurance Service

株式会社

サンクス保険サービス

http://thanks-hoken.com/

〒509-0144 各務原市鷺沼大伊木町2丁目67-1

☎ 0120-79-0313 ☎ 058-379-0314



日本代協はチャレンジ25キャンペーンに参加しています。



一般社団法人 日本損害保険代理業協会
ホームページアドレス <http://www.nihondaikyoo.or.jp/>